

裾野市立深良小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月改訂版

1. 学校教育目標

合言葉「『たから』いっぱい 深良小！」

2. 学校経営目標

「自己有用感・自尊感情を高める」

○ 重点目標

- ・粘り強く、挑戦する児童
- ・「人を認める」ことができる、「人にやさしく」できる児童
- ・自分の言葉で伝え合い、気付き、深める児童

3. いじめ防止等の重点項目

- ①実効性ある指導体制の確立
- ②適切な教育指導
- ③いじめの早期発見・早期対応
- ④いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応
- ⑤家庭・地域社会との連携

4. いじめ防止等の基本的な考え

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることをふまえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。いじめられた子どもは、心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

5. いじめ防止等対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(必要に応じてPTA会長)

6. いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめの未然防止

いじめが起こりにくい環境をつくるには、「関わり」を重視する教育活動が大切である。「子どもと子ども(クラス内)(学年内)(他学年とも)」「職員と子ども」の関わりを重視していく。「子どもと子ども」の関わりでは、子どもたちがお互いの『たから』を認め合い、子どもたちに「居場所」があることが大切になってくる。また、「職員と子ども」との関わりでは、教職員が一人ひとりの子どもに積極的に関わり、その子のよさや可能性を認める姿勢をもつようにする。そうすることで児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくり出し、どの子にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努めるようにする。

さらに、道徳の授業において「いじめ」「命の大切さ」について考える機会をもち、心の教育を充実させていく。

(2) いじめの早期発見

心のアンケートを毎月実施し、子どもの現状を把握する。また、一人の子どもを複数の教師で見て、多面的に情報を収集するとともに、子どもの人間関係を客観的に把握し、共有していく。加えて、教師から多くの子どもに積極的に声をかけ、挨拶や会話を交わすなど、教師と子どもの幅広い人間関係づくりを心掛け、自分の学級以外の子どもに対する理解につなげていく。

(3) いじめへの適切な対応

いじめが疑われる場面を見つけたときは、教師間やスクールカウンセラー等の中で速やかに情報交換を行う。そして、子どもたちに事実関係の確認をする。子どもからいじめの訴えがあったときは、その勇気を受け止め、「解決すること」「本人を守ること」を約束する。また、保護者からいじめの訴えがあったときは、学校としてどのような対応をとるのか、早急に具体策を提示する。すぐに対策が決定できない時は、暫定的に取り組めること、中長期的に検討を重ねてから取り組むことなどを協議し、慎重かつ早期解決に向けた対応に努める。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、警察に相談し、連携して対応していく。また、子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

(4) 保護者との連携

- ・学校だよりや学年だより、学校ホームページ等を利用し、教育方針や生徒指導方針、子どものあらわれ等の情報を家庭や地域に発信し、教育に対する理解と協力を得るようにする。また、PTA理事会では、学校での子どもの状況を伝え、いじめがあった場合は、開示できる内容についての報告を加える。
- ・個人面談、懇談会、各種行事等の機会を捉えて、保護者にいじめの情報提供を求めたり、いじめに関する啓発を行ったりする。
- ・保護者や地域の方から朝の登校状況で気になることを教えてもらったり、図書館ボランティアなど、子どもの学びに関わる方々から子どもたちの様子を話してもらったりして、児童理解を深める。
- ・地域の人材をはじめとする教育活動全体に参画できる多様な機会を用意し、子どもの支援のネットワーク化を推進する。(学校運営協議会、深良地区地域学校協働本部事業の活用)
- ・懇談会でインターネットや携帯電話による問題行動の危険性を説明し、家庭での利用について考えてもらう。また、必要に応じて、専門家による講演会(ネット安全・安心講座)を開催し、インターネットや携帯電話によるトラブルの予防策を啓発する。

(5) 関係機関との連携

- ・教育委員会や児童相談所、警察署等と可能な限り情報を共有するとともに、状況に応じて連携した指導を行う。

7. いじめ防止対策年間計画

毎月の取り組み	1学期の取り組み	2学期の取り組み	3学期の取り組み
・心のアンケート	・人間関係プログラム ・児童理解研修会(4月) ・教育相談(随時) ・個別面談(7月) ・生活のふりかえり ・方針確認(学年)	・教育相談(随時) ・個別面談(12月) ・生活のふりかえり ・方針確認(学年)	・年間反省(3月) ・教育相談(随時) ・生活のふりかえり ・方針確認(学年)

8. 重大事態への対応

(ア) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

- ① いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 欠席の原因が、いじめであると思われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で、子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(イ) 重大事態についての調査

- ① 重大事態が発生した場合には裾野市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。
 - ・調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。
 - ・調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及び保護者に提供する。
- ② 各対応 ※市教委指導下
 - a 子ども対応（担当：生徒指導主任）
 - ・臨時全校集会を開き、子どもたちに事実関係・今後の学校の方針・心理的影響への配慮などの情報を伝える。
 - b 保護者対応（担当：教頭）
 - ・臨時保護者会を開き、保護者に事実関係・今後の学校の方針・心理的影響への配慮などの情報を伝え、質疑応答を行う。
 - c 報道機関対応（担当：校長）
 - ・報道機関へ、個人情報保護に十分配慮した上で、事実説明・学校の対応に対する内容説明・今後の学校の方針説明を行い、質疑応答を行う。
 - d 警察対応（担当：教頭） ※警察と連携する場合
 - ・日頃から協力体制を確立し、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは、速やかに相談し、連携して対応する。